

介護給付費等の算定に係る体制等／障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等について

事業所名 浦安市基幹相談支援センター

当事業所では、以下の体制を整備し、下記の通り職員を配置しております。

記

1. 行動障害支援体制

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）等を修了した相談支援専門員
常勤1名

2. 要医療児者支援体制

医療的ケア児等コーディネーター養成研修等を修了した相談支援専門員
常勤1名

3. 精神障害者支援体制

精神障害関係従事者養成研修等を修了した相談支援専門員
常勤1名

介護給付費等の算定に係る体制等／障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等について

事業所名 相談支援事業所ふあり

当事業所では、以下の体制を整備し、下記の通り職員を配置しております。

記

1. 行動障害支援体制

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）等を修了した相談支援専門員
常勤1名

2. 要医療児者支援体制

医療的ケア児等コーディネーター養成研修等を修了した相談支援専門員
常勤1名